



平成27年 5月 13日

各 位

会 社 名 株式会社フジックス
代 表 者 代表取締役社長 藤 井 一 郎
本社所在地 京都市北区平野宮本町5番地
コード番号 3600
上場取引所 東証第2部
問 合 せ 先 取締役管理部長 山 本 和 良
(電話番号) 075-463-8111

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針） の一部改定に関するお知らせ

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日付で施行されたことを受け、本日開催の取締役会において、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、本基本方針の本質を変更しない範囲での表現の見直しも併せて行っております。

記

①当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、社是（誠実）並びに経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- (2) 代表取締役は、管理部担当取締役を当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）のコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス規程の適切な運用により、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- (3) 監査役及び内部監査室は連携し、当社グループのコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (4) 当社は、当社グループの使用人等が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人等に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を適切に運用する。
- (5) 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、所轄官庁及び関連団体と協力し、その排除に努めるとともに毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たない。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に管理部担当取締役を任命する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、「文書

保存規程」に基づき整理・保存する。

- (3) 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
- (4) 「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」並びに「文書保存規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役は、管理部担当取締役を当社グループのリスク管理に関する総括責任者に任命し、「リスク管理規程」及びその他のリスク関連規程を適切に運用し、リスク管理体制の構築、維持・整備に努める。
- (2) 当社グループのリスクを総括的に管理する部門は管理部とし、各部門及び子会社においてそれぞれのリスク管理体制を確立する。
- (3) 事件、事故など不測の事態が発生した場合には、必要に応じて緊急事態対策室を設置し、緊急事態への対応体制をとるものとする。
- (4) 監査役及び内部監査室は各部門及び子会社のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。また、取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、管理部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、グループ中期経営計画及びグループ年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。
- (2) 各部門担当取締役は、グループ経営計画に基づいた各部門及び所管する子会社が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。
- (3) 総括責任者は、施策等の遂行状況を各部門担当取締役及び子会社取締役等に、取締役会及び経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は管理部担当取締役が統括する。管理部担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡会議を開催する。
- (2) 関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、グループ経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、関係会社業務担当取締役が統括管理する。
- (3) 関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び経営会議において報告する。
- (4) 監査役と内部監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会及び関係会社連絡会議に報告する。
- (5) 取締役会及び関係会社連絡会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

⑥監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができ

る。

- (2) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けないことを社内規程に明記し周知する。
- (3) 監査役が指定する補助すべき期間中の指名された使用人の人事考課は、監査役の同意事項とする。

⑦当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、及び監査役 の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規則」並びに「監査役監査規程」等社内規程に基づき監査役に報告する。
- (2) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議及び関係会社連絡会議等重要会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人に報告及び説明を求める。
- (3) 監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に説明を求める。
- (4) 監査役は、「内部通報者保護規程」に基づき、通報の事実の報告を受ける。
- (5) 監査役は、「監査役会規則」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- (6) 監査役が、職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また、当社は、監査役の職務の執行について生じる費用を支弁するため、毎事業年度一定額の予算を設ける。

⑧財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 取締役会は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適正に対応するため、「内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を決定する。
- (2) 代表取締役を委員長とする内部統制委員会は、基本方針及び「内部統制規程」に基づき、内部統制の整備、運用、評価を行うとともに、必要に応じて改善、是正処置を講じる。

以上